

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	《街路新設改良事業》						担当部	都市建設部		
	会計区分	一般会計			事業類型	施設整備系		担当課	道路課		
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	道路係		
	総合計画 分野別計画	主目的	6 都市基盤		23 道路		1 円滑に移動できる道路を整備します				
		副目的									
	予算区分	款	8	項	4	目	2	大	4	中	
	根拠法令・個別計画	道路法、都市計画法、土地収用法、河川法									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	都市計画道路や幹線道路の整備を計画的に進め、地域住民の交通の利便性・安全性を高める。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容 (都)北島藤島線の整備完了し、供用開始を行った。 市道小牧市之久田線第3-2工区の測量設計委託 市道小牧市之久田線第3-3工区の測量設計委託、事業用地取得A=327.57㎡、物件移転補償4件 (都)北島藤島線の測量設計委託、改良工事L=225m、事業用地取得A=233.40㎡ 北島藤島線関連整備の改良工事L=66m、事業用地取得A=253.23㎡ 市道一宮舟津線の測量設計委託 職員は、権利者への事業説明や工事の設計積算及び施工管理を行う。</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 市道小牧市之久田線第3-2工区(測量設計費:630) 市道小牧市之久田線第3-3工区(測量設計費:4,946、用地費:28,319、補償費:47,747) (都)北島藤島線(測量設計費:977、工事費:54,139、用地費:56,694) 北島藤島線関連(工事費:5,781、用地費:19,650) 市道一宮舟津線関連(測量設計費:2,048)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 市道小牧市之久田線第3-2工区(測量設計費:2,000、工事費:34,000、補償費:6,000) 市道小牧市之久田線第3-3工区(測量設計費:5,000、使用料:1,800、工事費:100,000、用地費:22,600(内繰越3,600)、補償費:109,700(内繰越12,200)) 北島藤島線(測量設計費:3,000) 北島藤島線関連(測量設計費:3,000、工事費:6,000、補償費:2,000) 市道一宮舟津線関連(測量設計費:9,000)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	593,286	114,700	220,929	304,100	
		正職員	従事者数	人	1.00	1.03	1.28	1.38
			人件費	千円	5,260	5,417	6,732	7,258
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	598,546	120,117	227,661	311,358
	対前年比		%		20.0	189.5	136.7	
財源	一般財源	千円	410,326	80,717	172,661	266,558		
	国・県支出金	千円	188,220	39,400	55,000	44,800		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	用地取得面積	㎡	目標	1,539	292	814
実績				1,388	443	814	
業	整備延長	m	目標	280	375	-	320
			実績	280	84	291	
績	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
			用地取得面積	㎡	目標	1,539	292
業	整備延長	m	目標	280	375	-	320
			実績	280	84	291	

事業の自己評価	平成25年度の事業の達成状況	事業用地取得が必要な状況の中、概ね計画道路に進捗した。都市計画道路北島藤島線については、道路整備を完了し、供用開始を行った。	
	事業実施における課題	用地買収の難航等不測に時間により、事業進捗が図れないことがある。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	市民生活において、必要な道路が整備されないため、交通の利便性・安全性の向上が図れず、交通事故等を誘発の恐れがある。	
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	用地買収・交渉には時間がかかるため、地権者には事業の必要性を十分に説明する。
平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	交通の利便性・安全性の向上を図る上において、計画的に都市計画道路や幹線道路の整備を進める必要があるため。	
	27年度以降の改善案	市民生活において、必要な道路整備の進捗が図れるよう、用地交渉が難航している地権者に対し、事業の必要性を十分に説明し、事業進捗が図れるよう取り組んでいく必要がある。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。